

令和元年度包括外部監査結果報告書 概要

- 1 包括外部監査人： 八木一法（公認会計士）、補助者として5人の公認会計士及び1人の弁護士
- 2 監査テーマ： 『建設局道路管理部における財務事務等の執行について』
- 3 監査対象部署： 建設局道路管理部を監査の対象とした。
- 4 実施した監査手続： 責任者及び担当者への質問、関係書類の閲覧、入手データの分析、業務の観察、事務の執行等の関係法令、規則等に対する準拠性の検討、その他監査人が必要と判断した手続きを実施した。

5 監査結果及び意見（全般）（報告書14頁～27頁）

建設局道路管理部は、広大な市域に展開する道路の維持管理と橋梁の長寿命化への取組みを主な業務としている。業務に必要なさまざまな所管契約事務の適切な執行と、重要なインフラ施設である道路及び橋梁を安全に維持するための適切な維持・修繕計画の策定と実施が求められている。

建設局道路管理部の行う事業について、今回の監査結果及び意見を、①契約事務、②施設の維持、点検及び物品の管理、③その他の事務事業の3つの観点から類別して説明を行うこととする。

（1） 契約事務について（概要P2～P7 一覧表の区分1参照）

道路管理部の業務の執行に関わる契約は、件数が多く金額的にも重要性が高く、適切な管理が必要である。

（2） 施設の維持、点検及び物品の管理について（概要P2～P7 一覧表の区分2参照）

道路施設の計画的な維持、点検及び修繕等の業務遂行に必要な備品等の物品の適切な管理が必要である。

（3） その他の事務事業について（概要P2～P7 一覧表の区分3参照）

その他、道路管理部において行われる各種事業について意見を述べる。

(4) 個別監査結果及び意見について

個別監査結果及び意見の一覧は、以下のとおりである。

監査結果の一覧

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|--------------------|---------------------------|---|-----------|
| 結果1 (65頁～66頁) | 第2節2 道路管理課 | 街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について、報告がされていないものが散見された。委託業者に路線ごとの作業が完了した都度に作業完了報告書を提出させるよう指導し、発注者として作業の完了を確認する必要がある。 | 1 |
| 結果2 (87頁～88頁) | 第2節3 道路保全課 | 私道舗装補助審査会に関する要領について、市の組織変更に伴う改定がされていない。現在の市の組織の役職及び部署と整合するよう、要領を改定する必要がある。 | 3 |
| 結果3 (88頁) | 第2節3 道路保全課 | 道路監理員の任命事実や任命手続について、証跡を文書で残す必要がある。 | 3 |
| 結果4 (89頁) | 第2節3 道路保全課 | 常温合材については、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録した台帳により管理するべきである。 | 2 |
| 結果5 (124頁～126頁) | 第2節4 長寿命化推進課(所掌は道路管理課) | 花の北横断歩道橋は、昭和57年に民間企業から寄付を受けたものである。当時、当該民間企業が営業していた施設に接続する歩道橋であったため、共同利用の観点からその保全管理については共同管理協定の覚書を交わしている。その後、平成18年に当該施設は別の民間会社に売却されたが、所有者変更時に、昭和57年の共同管理協定の引継ぎについて確認ができておらず、覚書の有効性が保たれているのか定かでない。事実確認をしたうえで、有効性を明らかにする必要がある。 | 1 |
| 結果6 (140頁～141頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 姫路市道路パトロール実施要領や道路照明灯設置基準等、道路管理部の実施要領の規定に従った業務の執行を行う必要がある。 | 3 |
| 結果7 (141頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 備品台帳に登録されていないことが判明した機械について、早急に備品登録処理を行うとともに、使用可能性について検討を行い、適切な処理を行うべきである。 | 2 |
| 結果8 (141頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 備品台帳の登録時の記載誤り及び備品シールの貼付がされていない備品があった。姫路市物品取扱規則等に従って、所定の管理を行うべきである。 | 2 |
| 結果9 (142頁～143頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 資材置場(夢前町高長35-1)については、普通財産ではなく行政財産(公用財産)として北部道路事務所で管理する必要があるため、適切な登録手続きを行うべきである。 | 2 |

意見の一覧

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|------------------|---------------|---|-----------|
| 意見1 (45頁～47頁) | 第2節1 道路総務課 | 市内の放置自転車台数は減少しており、放置自転車対策が一定の成果を出しているといえるものの、一部鉄道駅周辺等には依然として放置自転車が見られることから、さらなる放置自転車対策が望まれる。 | 2 |
| 意見2 (48頁～50頁) | 第2節1 道路総務課 | 周辺環境の変化により大手前地下駐車場の利用者が大幅に減少し、事業見込みと現状に大きな隔たりが生じている。これにより、運営している指定管理者の経営を圧迫しており、指定管理者制度による運営の継続が懸念される。姫路市としては、利用者増加に資する対策を講じること、また次の指定管理者の選定に当たっては、過去の利用実績から、駐車場サービス、駐車場維持コスト、将来予測について十分な検討を行ったうえで、安定的な運営の確保を前提とした事業計画の見直しを検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見3 (66頁) | 第2節2 道路管理課 | 平成30年度決算において「津田歩道橋損傷に係る費用負担」として調定額18,222千円が諸収入に計上され、うち18,182千円が収入未済額となっている。加害者に対する現在の回収額は月額1万円ずつで、このままでは全額の回収は現実的ではない。加害者の資力調査も十分では無く、早急な調査を実施したうえで財産の差押えなど積極的な回収努力を行うことが望まれる。 | 3 |
| 意見4 (66頁～67頁) | 第2節2 道路管理課 | 占用料の入金管理システム上の納入日や調定日について入力漏れが散見された。正確な入金記録と徴収漏れチェックについて、管理の改善が望まれる。 | 3 |
| 意見5 (67頁) | 第2節2 道路管理課 | 占用料の免除期間の経過後、1年3か月以上占有料の徴収をしていないものがあった。占用料は、姫路市の重要な財源であり、徴収漏れが発生すれば姫路市の経済的損失となるため、適切な管理方法を検討することが望まれる。 | 3 |
| 意見6 (67頁～68頁) | 第2節2 道路管理課 | 街路樹に係る清掃等のボランティア活動を行うアダプト団体には、清掃用具の提供又は貸与等の支援を行っているが、定期的な活動報告が求められておらず作業人数など実際の活動状況が把握されていない。活動報告書の提出などを求めることが望まれる。 | 3 |
| 意見7 (68頁) | 第2節2 道路管理課 | モニュメントの管理台帳について、美術品を特定するための情報の記載が十分ではないので整備することが望まれる。 | 2 |
| 意見8 (68頁) | 第2節2 道路管理課 | 保険未加入のモニュメントについても保険への加入検討が望まれる。 | 2 |
| 意見9 (68頁) | 第2節2 道路管理課 | 昭和51年以来、長期に渡る賃借土地について、今後も継続して買取り又は賃料減額に向けた交渉に努めることが望まれる。 | 1 |
| 意見10 (69頁) | 第2節2 道路管理課 | 委託契約の指名競争入札について、予定価格に対する落札価格(落札率)が非常に高く、指名業者も固定化している。競争性の確保について検討が望まれる。 | 1 |

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|------------------------|---------------|--|-----------|
| 意見 11 (89 頁～90 頁) | 第2節3 道路保全課 | 道路監理員の身分証票を管理する立入身分証明書管理簿の記載項目及び記帳方法の一部については、改善を検討することが必要である。 | 3 |
| 意見 12 (90 頁～91 頁) | 第2節3 道路保全課 | 道路の通常パトロール等に加え、定期パトロール（年に1回程度徒歩でパトロールすること）の実施を検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 13 (91 頁～92 頁) | 第2節3 道路保全課 | 夜間パトロールの措置状況を記録するパトロール日誌が作成されていない。夜間パトロールの記録及び報告の方法について改善を検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 14 (92 頁) | 第2節3 道路保全課 | 異常気象時等パトロールを行った路線や取り扱った事項の内容などを記録するパトロール日誌の作成が望まれる。 | 2 |
| 意見 15 (92 頁～93 頁) | 第2節3 道路保全課 | ゴールデンウィークなど長期間に渡る連休の時期において、道路のパトロールを実施するか否かの判断基準を姫路市道路パトロール実施要領に定めておくことが望まれる。 | 2 |
| 意見 16 (93 頁) | 第2節3 道路保全課 | 保有するトラックが2台とも同じ小型貨物自動車であることから、備品台帳に記載されている異なる品名を同じ品名に訂正することが望まれる。 | 2 |
| 意見 17 (93 頁～94 頁) | 第2節3 道路保全課 | 私道舗装補助審査会の議事録を作成し決裁書に添付することが望まれる。 | 3 |
| 意見 18 (94 頁～95 頁) | 第2節3 道路保全課 | 地元要望に対する優先順位の基準について、現状の運用に差し支えない程度のルールを定め、優先処理の理由が分かるように記録することが望まれる。 | 3 |
| 意見 19 (95 頁～96 頁) | 第2節3 道路保全課 | 補修等の依頼をかける場合に用いる「処理係への依頼伝票」について、災害対応に係る二次対応の際は、起票者が分からない。起票者名が分かる方法で記載することが望まれる。 | 3 |
| 意見 20 (96 頁) | 第2節3 道路保全課 | 稼働日数が低い車両については、レンタル等の選択肢を検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 21 (96 頁～98 頁) | 第2節3 道路保全課 | 建設機械回送業務委託契約について、契約書に仕様書の添付がなかった。契約書の形式的な面について注意することが望まれる。 | 1 |
| 意見 22 (98 頁～101 頁) | 第2節3 道路保全課 | 競争入札により契約した工事契約の変更件数が非常に多い。変更契約が常態化してしまうと、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。 | 1 |
| 意見 23 (101 頁～106 頁) | 第2節3 道路保全課 | 当初の予定価格が 1,000 万円未満の指名競争入札による契約で、契約変更により 1,000 万円以上となる場合においては、一般競争入札を意図的に回避するためではなかったことを明らかにするために、事後的な確認ができるようにしていることが望ましい。 | 1 |

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|------------------------|-----------------|---|-----------|
| 意見 24 (107 頁～108 頁) | 第2節3 道路保全課 | 単価契約による舗装補修工事の入札において、落札業者（2者）の施工区域を決定した記録がなかった。落札業者の区域決定について協議をした内容を示す客観的な資料を作成しておくことが望まれる。 | 1 |
| 意見 25 (108 頁～110 頁) | 第2節3 道路保全課 | 施工区域を分けた単価契約による舗装補修工事において、指名停止を受けた契約の相手方に代えて施工指示をする他工区の業者については、透明性の観点からその選定の理由や過程を書面に記録するなどして、権限のある役職者の決裁を受けるようにすることが望まれる。 | 1 |
| 意見 26 (110 頁～113 頁) | 第2節3 道路保全課 | 業務委託契約における指名競争入札の業者選定状況を見ると、同一の業者で固定され、新規参入などによる変動がほとんど見られない。競争を機能させる仕組みの検討が望まれる。 | 1 |
| 意見 27 (113 頁～114 頁) | 第2節3 道路保全課 | 道路維持費と道路舗装事業費の科目等の適用について、土木工事と舗装工事が混在する工事形態の場合で予算に不足が生じた状況においても、できる限り工事の内容の実態を反映した目・事業区分で発注・支出を行うことが望まれる。 | 3 |
| 意見 28 (114 頁～116 頁) | 第2節3 道路保全課 | 業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。 | 3 |
| 意見 29 (116 頁～117 頁) | 第2節3 道路保全課 | 現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。 | 3 |
| 意見 30 (126 頁～127 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 花の北横断歩道橋の利用形態は架設当初と異なっており、現在、歩道橋の便益を享受しているのは民間企業のみとなっている。「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」は、市民の安全を最少のコストで確保する目的で計画されているものであるから、あらためて利用状況を確認したうえで、今後発生する維持・管理費用と撤去にかかる費用を比較検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 31 (127 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 倉庫内のカーブミラー等の受払い管理に不備があった。数量の管理が的確にできるような管理体制を構築することが望まれる。 | 2 |
| 意見 32 (127 頁～128 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 整備・補修用部品について受払いの状況等を帳簿に記録するなどして適時かつ的確に在庫状況を把握し、工事等の進捗に対応した発注管理ができるようにすることが望まれる。 | 2 |
| 意見 33 (128 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 現場から回収した中古のカーブミラーについては数量管理ができていない。帳簿等による受払管理をすることが望まれる。また、再利用の可能性を検討したうえで、適切な在庫管理をすることが望まれる。 | 2 |

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|------------------------|-----------------|--|-----------|
| 意見 34 (128 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 交通安全施設の設置や修繕等は長寿命化推進課の所管であるが、現場業務は、道路保全課の職員が兼務している。このことから、部材の保管や使用状況の管理はどちらの課が主体となっているか現状、明確ではない。管理は長寿命化推進課が行うべきであり、部材の在庫に関して主体的に管理を行い、現場において業務を行う道路保全課と情報共有できるような管理体制の構築を検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 35 (128 頁～129 頁) | 第2節4 長寿命化推進課 | 平成 29 年 3 月に発生した橋梁側面剥落事故の調査や分析の結果を定期点検の内容にフィードバックすることなど現況を踏まえた対応を検討することが望まれる。 | 2 |
| 意見 36 (143 頁～144 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 交通安全施設に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件が長期間未実施とならないように、予算の配分状況を再検討する必要がある。また、未実施となっている原因を分析するとともに実施にあたっての優先順位をつけ、対応することが望まれる。 | 3 |
| 意見 37 (144 頁～145 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 道路保全に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件で長期間未実施となっているものが多くある。交通安全施設と同様の原因分析や優先順位づけの改善が必要なことはもちろん、予算配分の抜本的な見直しや要望の受付体制の改善が早急に必要である。 | 3 |
| 意見 38 (145 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 野晒し状態で放置されている中古カーブミラーの管理状況を改善し、応急処置の部材として利用可能な状態を維持することが望まれる。 | 2 |
| 意見 39 (145 頁～146 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 警察からの要請による交通安全施設の改善案件について、所長の決裁までに至る意思決定過程が確認できなかった。要望元が自治会ではない場合であっても、要請に対応する意思決定の過程が明確になるよう書面を作成するなど代替した手続を行うことが望まれる。 | 3 |
| 意見 40 (146 頁～147 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | パトロール車以外の車両によるパトロールについても、パトロール報告書を作成することが望まれる。 | 2 |
| 意見 41 (147 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 網羅的に道路パトロールが実施できているかどうか確認できるような事務処理の方法を構築することが望まれる。 | 2 |
| 意見 42 (147 頁～148 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | デジタル複合機及びPCの賃貸借契約締結後、遊休状態となっているPCについては、契約時の必要性の検討が不十分であった。今後は慎重な検討が必要である。また当該PCについて遊休状態にしておくのではなく、有効利用をすることが望まれる。 | 2 |
| 意見 43 (148 頁～149 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 車両廃棄の際に取外されるドライブレコーダーについては、個別に備品台帳に登録されない簿外資産となる可能性が高い。市場価値のある物品であると思われるので、その取扱い方法について検討し、個々のドライブレコーダーの異動状況を把握するなど管理体制の構築を検討することが望まれる。 | 2 |

| 通し番号 (報告書頁) | 第3章の項目番号及び項目名 | 内容 | 区分 (*) |
|------------------------|-----------------|--|-----------|
| 意見 44 (149 頁～150 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 清掃業務の委託について、平成30年度の契約委託料ではシルバー人材センターの会員への支払を賄えない「持ち出し」となっている。過去の支払い実績等を検証し、適正な委託料になるよう予算の見積を検討することが望まれる。 | 1 |
| 意見 45 (150 頁～151 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 工事の監督に際して、工事の実態の把握に努めるとともに、契約の相手方である元請業者及び下請業者・再下請業者の管理に注意を払うことが望れる。 | 1 |
| 意見 46 (152 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 北部道路事務所の予算執行のプロセスについて、メリット（本庁の各課と北部道路事務所の一体管理）とデメリット（各課及び北部道路事務所の予算執行事務処理の煩雑性）を比較衡量し、長期的な課題として検討することが望まれる。 | 3 |
| 意見 47 (152 頁～153 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。 | 3 |
| 意見 48 (153 頁～154 頁) | 第2節5 北部道路事務所 | 現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。 | 3 |

(*)「区分」について

- 1 : 契約事務に関する監査結果及び意見
- 2 : 施設の維持、点検及び物品の管理に関する監査結果及び意見
- 3 : その他の事務事業に関する監査結果及び意見